

令和8年5月26日

保護者の皆様

松山東雲中学・高等学校  
校長 染田 祥孝

松山市中央商店街の土曜夜市開催に伴う生徒の非行・被害防止について

向暑の候、皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より、本校の教育活動に対しまして御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、今年も、松山市中央商店街の土曜夜市が、6月13日から7月25日までの各土曜日（全7回）に開催されることが公表されました。

例年、少年のたむろや集合、喫煙、土曜夜市終了後に遅くまで遊んでいて補導されるなど、非行事案が多く発生しているため、愛媛県警察本部 生活安全部 人身安全対策・少年課から、下記の内容について注意喚起の依頼がありました。

つきましては、お子様がルールとマナーを守り、事件事故に巻き込まれないように、下記の内容について、御家庭でも注意喚起していただきますようお願い申し上げます。

記

【具体的な内容】

- 外出前に保護者に対して、同伴者の氏名、帰宅予定時間等を伝えておくこと。
- 土曜夜市が終われば、速やかに帰宅すること。
- 路地裏など人通りの少ない場所（特に大街道・銀天街アーケード脇）には、不用意に立ち入らないこと。
- 自転車を利用する際は、ヘルメットを着用し、交通ルールを守るとともに、駐輪する際には指定の駐輪場を利用し、必ず鍵をかけること。
- スリなどの被害にあわないよう、貴重品の管理を徹底すること。
- 盗撮、窃盗、暴行などの犯罪行為をしないこと。
- 次のような行為は、不良行為として補導対象となります。
  - ・ 飲酒
  - ・ 喫煙
  - ・ 深夜はいかい（正当な理由がなく、深夜に、はいかいし又はたむろする行為）
  - ・ 無断外泊
  - ・ 迷惑行為（道路、公共の場所又は多衆が集まる場所において、粗野もしくは乱暴な言動をし、他人に著しい迷惑をかける行為）